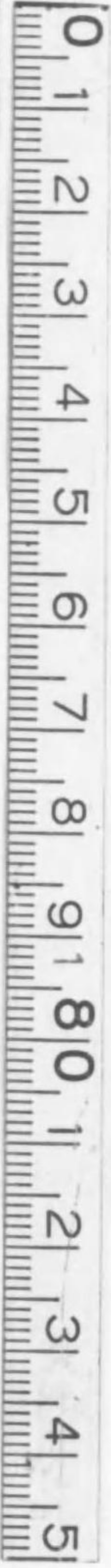


婦女鑑抄卷一

特 259

818



始



特259
818



婦女鑑抄卷一

宮内省藏版
吉川弘文館編輯部註

東京
株式會社
吉川弘文館發行





昭憲皇太后御尊影

凡例

一 「婦女鑑」は

昭憲皇太后の 懿旨を奉じ、宮内省文學御用挂西村茂樹・同山田安榮・同加藤嚴夫の三氏が、汎く婦女の龜鑑とすべき事蹟・言行等を普く古今東西に涉つて謹擇編纂し、全六卷、婦徳の要道を顯彰されたもので、曩に明治天皇の 敕旨を奉じて編撰された「幼學綱要」を繼承し、女子教育の本義を紹示されたものであつて、その編纂の旨は皇太后宮大夫杉孫七郎氏の序文に記されてある。随つて「幼學綱要」中已に收載されたものは「婦女鑑」に重載されてゐない。原書の凡例に、本省曩に幼學綱要の編撰あり。編中往々婦人事蹟の模訓と爲すべきものを載す。今この書を撰する

に臨み、既に綱要中掲ぐる所のものは、その重複を避けてこれを収載せず。挿逸勢の女、源渡の妻、山内一豊の室の如きこれなり。他亦類推すべし」と記されてある如くである。

二、本書は宮内省の許可を得て、「婦女鑑」を翻刻抄録し、高等女学校の教授要目に準據して、國文科用の抄本としたのであつて、常に國文の學習のみならず、常に修身教課の上にも

昭憲皇太后の 懿訓を服膺し、婦徳の涵養と、情操の修養とに資せられんことを望んで止まない。

三、原文中假名と漢字との混用一定せずして講讀上讀みにくき字句は務めてその用字を一定し、讀易からしむることゝした。

四、頭註は歴史・地理等の學科に關聯あるものを特に注意し、註解の精疎を

適宜に取捨した。

五、原書の挿繪は宮内省の命により松本楓湖氏が謹寫せるもので、生徒の學習を助け、印象を深からしむるのみでなく、日本畫を學ぶもの、好參考たるべきを信じ、適宜これを原版のまゝ挿入した。

六、卷頭に奉戴せる

昭憲皇太后の御尊影は、宮内省御貸下の御寫眞による。

婦女鑑抄 一卷

目次

一	衣縫金繼女	一
二	福依賣	三
三	孝女みし	六
四	齊の太倉の女	九
五	珠崖の二義	一四
六	とみ女	一九
七	毛利勝永の妻	二三
八	三宅重固の妻田代氏	二四

九 瀧長愷の妻……………二七

一〇 黒柳孝女……………三二

一一 美濃部伊織の妻……………三四

一二 稻生恒軒の妻はる子……………三七

一三 農夫忠五郎の妻……………四一

一四 綾部道弘の妻しち子……………四七

一五 さよ女……………四九

一六 蔡人の妻……………五二

一七 陳堂前……………五三

一八 王受命の妻……………六〇

一九 鐘尾ふで女姉妹……………六三

二〇 二村清助の妻ゑい女……………六五

二一 鈴木宇右衛門の妻……………六八

二二 雋不疑の母……………七一

二三 楠正行の母……………七五

二四 清水太郎左衛門の母……………七九

二五 湯浅元禎の母……………八三

二六 成田喜起の母福島氏……………八六

二七 小出大助の妻恵知子……………九一

序(原漢文)

人ノ妻ト爲リテハ、則チ其ノ夫ヲ扶クルニ才徳ヲ以テシ、人ノ母ト爲リテハ、則チ其ノ子ヲ教フルニ義方ヲ以テス。是ノ故ニ婦女賢ニシテ家道興リ、人才育ツ。嘗テ之ヲ古今ニ徵シ、内外ニ考フルニ、各國ノ傳記ニ載スル所、耳目ニ觸ル、所、帝王ノ善政ヲ爲スモ、英雄ノ偉勳ヲ樹ツルモ、學士ノ業ヲ務ムルモ、官吏ノ公ニ奉ズルモ、農工商賈ノ生産ヲ殖スモ、往々慈訓ト内助トノ資有リ。然ラバ則チ一婦ノ賢否ハ家道興衰ノ關スル所、一家ノ興衰ハ、即チ天下治化隆替ノ基ク所、婦女ノ任亦重カラズヤ。

近ク

皇后陛下旨有リ。華族女學校ヲ四谷尾張街ニ建テ、士庶ノ女子モ亦入學ヲ許サル。本校ト皇宮トハ相距ルコト咫尺、時ニ臨ンデ其ノ肄業ヲ視セ給フ。又宮内ノ文學ニ命ジ、國史及ビ漢洋諸書ニ就テ、婦徳・婦言・婦容・婦工ノ法ル可キモノヲ採リ、婦女鑑六卷ヲ著シ、校生ノ讀本ニ充ツ。治化ヲ助クル所以ナリ。願ルニ世ノ女子ヲ誨フルモノ大率曰ク、婉婉從ヲ聽キ、箕帚ヲ奉ジ、鍼線ヲ執リ、酒食ヲ調ジ、此ノ如クシテ足ルトシ、夫ヲ扶ケ、子ヲ教フルニ、ハ專ラ學ニ由ルヲ知ラズ。則チ彘訓講ゼザル可ラズ、德行修メザル可ラズ、物理・經濟學バザル可ラズ、書數習ハザル可ラズ、古今ノ興廢存亡モ鑒ミザル可ラズ、外國ノ言語・文字モ解セザル可ラズ。嗚呼、白駒隙ヲ過グ、寸陰尺璧、今日ハ髻ヲ垂ル、モ、即チ異日ハ妻母ナリ。教育ノ忽ニス可ラザル此レ之

ニ由ツテ職ムベシ。斯ノ書ヲ讀ムモノ、以テ 懿旨ノ在シマス所ヲ知ル可キナリ。

明治二十六年六月

皇太后宮大夫兼内藏頭從三位勳二等子爵 杉孫七郎撰

婦女鑑編纂者氏名

宮内省 三等出仕文學御用挂 西村茂樹 編纂

宮内省 文學御用挂 山田安榮 校勘

宮内省 文學御用挂 加部嚴夫 修文

婦女鑑抄 卷一

一 衣縫の金繼の女

衣縫（一）の金繼（二）の女は、もと右京の人なれど、故ありて河内の國に住みけり。

十二歳の時に父みまかりにしかば、女深くこれを歎き悲しみ、爲に寢食を廢するに至れり。服をはりて後、母の己を他家に嫁せしめんとするを知り、ひそかに家を出て、父の墓側にいたり、歎きさけぶこゑ、夜晝たえざりしかば、母もつひにそのこゝろざしの奪ふべからぬを知り、その事をばおもひ止みてい

（一）古昔、京都の區劃稱、朱雀小路を界とし、その西方を右京又は西の京といひ、東方は左京又は東の京といつた。
（二）今、大阪府。

服喪に籠る期間。忌服。

べからぬ
おもひやみて

(一) 大阪府(河内國)三島郡にある川南河内郡道明寺邊にて大河川又は名川ともいふ衛我川。

(二) 第五十四代仁明天皇の御宇(一五〇二年)

(三) 位の等級。從七位下に當る。

復のぞく。納税、修役(人民を徵發して公務に使用すること)の義務を免除する。

門閥。むざとの入口の門。
旌表。孝子・節婦等民人の徳行を世上にふれ示すこと。

ひ出でねば、これより母とともに居て、父の忌日ごとに、厚く祭祀の禮を行ひて、いさゝかも怠ることなく、又その家の近きあたり(一)に、惠賀河といへる河ありけるが、渡せる橋のあらぬにより、冬にいたるごとに、涉りなやむもの多ければ、女は、母と共に年々に多くの材木を買ひ求め、假橋を造りて往來の便をはかること、十五年の久しきに及び、母はその齡八十にて身まかりぬ。この時も痛く歎き悲しみて、祭祀のことども懇にいとなみけり。
この事、朝廷に聞えて、承和八年といふ年、敕して(二)三階(三)を叙し、終身復を給ひ、門閥に旌表せられけり。

(一) 今、鹿兒島縣

悴せ

痾ひ

いみじき

二 福依賣

福依賣(一)は薩摩の國のいやしき農民の女なり。父母老いて男子なく、たゞこの女一人なるを、父は病にさへわづらひければ、その貧苦おもひやるべし。

福依賣、つねに人に傭はれ、僅の賃錢を得て、父母を孝養しけり。その艱難名狀すべからず。さればさかりなるべき容貌も、いたく悴せくろみければ、見るものいたましく思はぬはなし。父痾(二)ひは癒えねど、齡八十に至るまで猶ながらへけり。福依賣、藥を求めて、いたはりやしなふこと二十年(三)あまり、母に事ふるもまた怠ることなし。とりわきていみじきは、その身の賤しきに

依福賣病父孝事

二
福依賣



五
極切



婦女鑑抄

褻れ

具して

(一)位の等級、前掲「三階」に同じ。
(二)第五十五代文徳天皇の御宇(一五一三年)

(三)今、廣島縣。

さばかり

似ず、父母に事ふるさまいとうやくしく、貴人の舉動にもをさくおとるまじう、常に顔色を正しうして、かりそめにも褻れ情ることなかりき。かゝりければ、その里人どもいとありがたき事に思ひ、狀を具して上奏せしに、やがて爵三級をたまはりて、門閭に旌表せられぬ。こは仁壽三年の事なりき。

三 孝女みし

みしは、安藝の國加茂郡竹原村の農民某が女なり。家貧しくして、朝夕の烟だにたてかぬるほどなるを、母はさばかり老年にもあらざれど、四肢不隨の病にわづらひて起つこと能はねば、みし、つねに側を離れず、これを扶けて看病し、おのが衣食を

はた年わかき
二十一二歳をいふ。
はたは二十。

牀 音シャウ

そはる

よすが

いなびがたく

減じて薬餌の資となし、心を竭して事へるを、父母いたはしき事に思ひ、はた年わかき女を、母が病の故により、家にとめて嫁せしめざるは理にもたがへばとて、他家に嫁せんことをしひ勧めしかども、みし、すこしも聞き入れぬさまなれば、母これを歎きて、わが身かく病の牀にありては、一日も汝の看病にあづからざれば、すぐすこと能はじ。されどそのゆゑによりて、いつを限りともなく家におくは、心安からで、病もそはる心地すれば、いかでわが事をば思ひ捨て、身のよすがを定めよ。と切に勧めければ、いなびがたくて、ある家に嫁しぬ。

さて一月ばかりありて、夫の許を得、家に歸りてふたゝび母の病に侍し、寒暑のをりにしたがひて、これを扶助し、あるは病

わたり

病瘵。やまひのとき、
病床。

母の髪の亂れたるををさめ、身に垢づけるを見ては、ゆあみせしめなど、夜晝息らざること二十八年一日の如し。

この時、女の齡はすでに四十四歳にて、病母は六十四歳にぞなれりける。かゝりければこの事領主に聞えて、米若干を賜はり賞揚せられけり。

そのわたりの老人ども謂ひけるは、「おほよそかやうの病にかゝりては、壽を保つことを得ざるものなるに、かくの如くかの病母が長壽せしは、またく女の侍養宜しきにかなへるゆゑなり。されば年久しく病瘵にありながら、さばかりは氣力も衰へず、容貌も見苦しからず。これそのしるしなり。」とぞかたりける。

(一) 支那春秋・戰國時代の國名。今の山東省濟南省地方。

(二) 支那古代の國號。劉邦の建國。前漢又は西漢といふ。孝平帝の時、王莽后を人娶れて帝を弑し、三年後、劉立て、攝政三年、漢を滅ぶ。西紀前二〇二年。

(三) 官府の米ぐら。

(四) つかさ、長官。

(五) 前漢三代の皇帝。名は桓、孝惠帝の後を承け、治仁を以て政とし、治大いに舉つた。西紀前一九一五年。

(六) 漢の城府。今の陝西省長安縣の西北に當たる。孝惠帝の時築いたもの。

四 齊の太倉の女

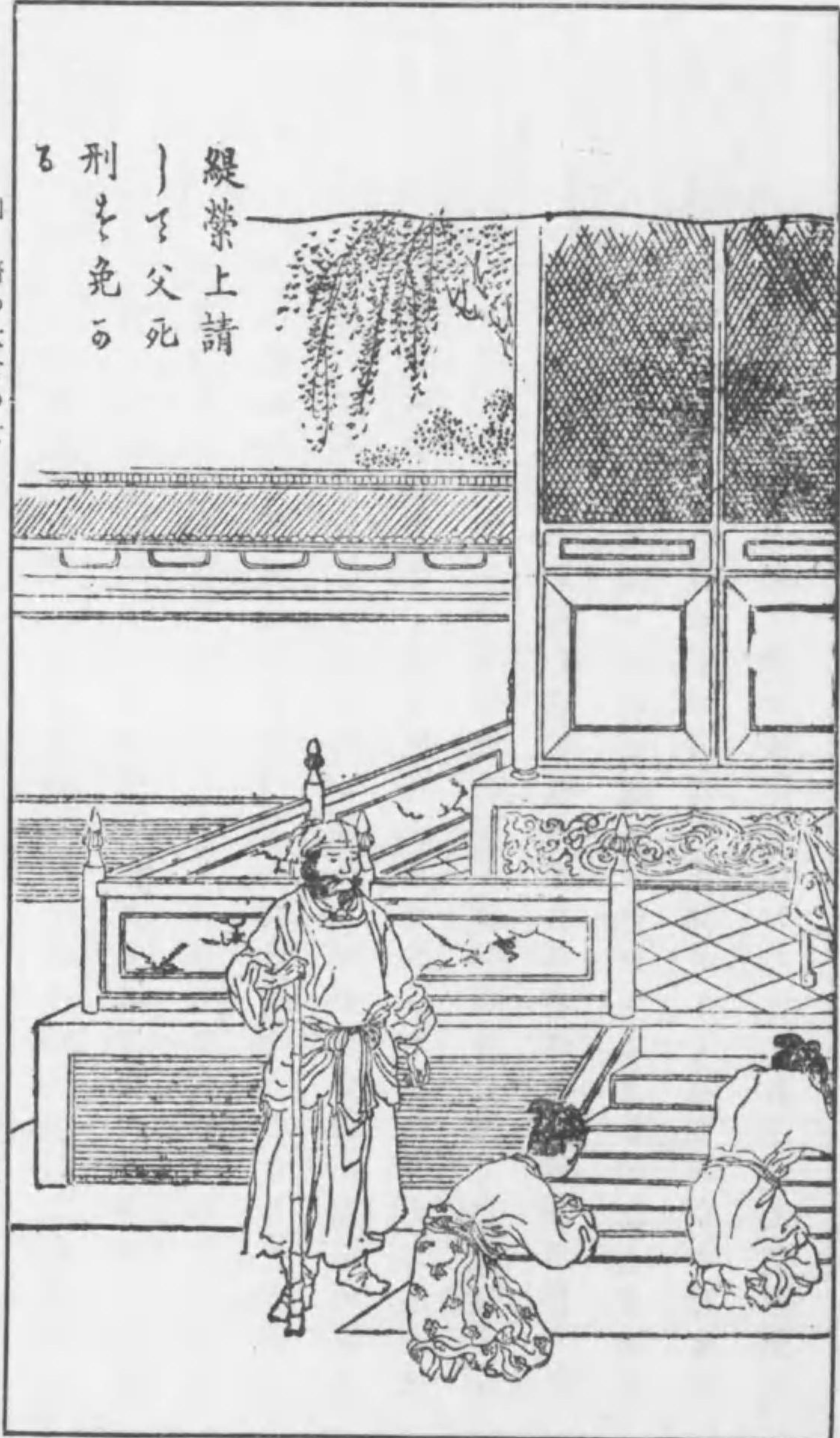
(一) 齊の太倉の女は、漢の太倉の令淳子公が少女にてその名を緹い縈いといへり。公は男子なくして女子のみ五人までもたれけり。

漢の孝文帝の時、淳子公罪ありて、刑せらるべきに決まり、長安の獄に繫がれたり。公、とらはれにつくとき、女どもにいひけるは、「子あまたあれども男子ならねば、かゝる大事の時の用をなさず」と悔ゆるの色あるを見て、緹縈、悲しみに堪へず、やがて父があとを趁ひて長安に至り、いかにもしてその罪を購はんと思へり。



楓湖
印

緹縈上請
刑を免る



(一) 支那古代の刑法。體を傷くる刑罰。腰は黥(イレゾミ)より膚きは死に至る。

道を新にせん
没して 人民のものを政府がとりあげる

(二) 罪により政府の奴隷として使役される女子。

(三) 支那古代の聖王、名は舜、堯の禪をうけて天子となる。

(四) 衣冠服裝によつてその罪を示し、體刑を施さざる仁政をいふ。章服は他人の物は記號する爲に紋ある服をいふ。

當時、なほ肉刑^(一)として、罪人の身體を截り斷つるの法あり。緹縈、上書して曰く、妾が父太倉の令となりしより、齊の民みなその清廉なるを稱し喜びしに、はからざりき、いま制に違ひて、殺さるべきに決まれり。妾が悲しみ、これにすぐるものなし。妾おもへらく、死するものは、復た生くべからず。刑せらるゝものは、復た屬すべからず。縦ひ過を改め、自らその道を新にせんことを欲するも得べからず。されば願はくは、妾が身を没して官婢^(二)となし、以て父が罪を購ひ、過を改めて、自ら新にするの道を得しめん。と請ひまをし、かば、帝深くそのこゝろざしの切なるを愛て憐み、乃ち詔を下していはく、蓋聞くことあり。有虞の時、罪あるものは、衣冠^(三)に畫き、章服を異にして、これを衆人に示すの

至治 天下がよく治まること

(一) 詩經のこと。書名。支那古代、采詩の官と

(二) 諸國の詩をとり集めて政治の得失を知る。魯・周・二代に互る詩。孔子が撰定したもの。

(三) 子民の深い君弟は、民の父母のやうさま。懺悔に同じ。

反らん
普サクナン。肉刑の額にいれずみする刑。黥刑。

(四) 普コソ。髪をそり落す刑。

(五) 普チウケウ。肉刑の普ゲツツク。肉刑の一。足の筋をたちき

(六) 普ケン。くびかせ、が又かなばさみ、あし

(七) 普ケン。くびかせ、が又かなばさみ、あし

制なりしも、民見て法を犯かすことなかりき。これ至治の極なればなり。今や法嚴かに、肉刑に五等ありて惡を懲さんとすも、卻つて法を犯すもの益多し。その咎の歸するところを問へば、朕が不徳にして、教の普からざるによれり。これ甚だ愧づべきのいたりなり。詩にいふ、『豈弟君子、民之父母。』と。今、人過あり、教未だ施さずして、刑を加ふれば、或は過を改め、善に反らんとするもその道なし。加之今の刑は人の支體を斷ち、肌膚を刻みて終身癒えざらしむ。これ朕が不徳の然らしむるところにして、痛ましきかぎりなり。かくても民に父母たりといはるべきか。今より後は宜しく肉刑を除きて、鬻頭^(三)は髡^(四)にかへ、抽脅^(五)は笞^(六)にかへ、刖足^(七)は錯^(七)にかふべし。と詔ありければ、淳于公遂に死刑

をば免かれけり。これ緹禁が一言にて、よく聖主の意を感發せしめしなり。

五 珠崖の二義

(一) 支那廣東省にある。眞珠の産地。

^(一) 珠崖といふところの令の後妻と、前妻の女の初といへるとの二人が行ひを稱して、二義となんいへりける。

臂まき 腕環。

珠崖といへるところは、珠を産するところなりければ、初が繼母、その珠の大いなるを擇びとりて臂まきとなんしける。

海關 港の關所。開港場の税關。

偶、令病死して喪を送るの時、すべて珠をもて海關に入るものは、死刑に行はるべきの制なるを知れば、臂まきの珠をば悉くはなち捨てけり。ざるを繼母の所生の子の九つばかりなるが、

鏡奩 昔キヤウレンかどみばこ。鏡匣に同じ。

關吏 關所の役人。

坐

心なくそを拾ひとりて、母の鏡奩の中に入れ置きしを、知るものもなかりけり。

かくて喪を送りて關にいたりければ、關吏法の如く人々の携ふる物どもを改むるに、繼母が鏡奩の中に、珠數十個入れたれば、そをみとめて、法を犯すものを糾し索むるに、初、繼母の側にありけるが、母の坐せられんことをおそれて、關吏の前にいたりていひけるは、「こはわが母の臂まきの珠なるを、先にはなち棄てられき。ざるをわらはひそかにこれを惜み、拾ひとりて鏡奩の中に置ければ、母の知るところならず。願くはその罪にあたり侍らん。」といふ。繼母あわたしく初にこれを問ふに、「實にしかり。」といへば、母もさおもへども、初をしてその罪に、あた



珠崖の二義
罪を譲る

五 珠崖の二義



婦女鑑抄

姑く

かたみ

らしむるに忍びず、關吏にいひけるは、姑く幼きものをな罪し
 たまひそ。こはまたく妾が罪なり。妾不幸にして夫におくれ、臂
 まきを解きて、かりに鏡奩の中に置き、事に紛れてこれを忘れ、
 そのまゝ携へこしなれば、妾こそその坐にあたるべけれ。とい
 へば、初しからず、母の捨てたるを取りたるなり。さるを繼母の
 かくいはるゝは、わらはが孤なるを憫みてのわざぞかし。實に
 母の與り知るところならず。と涙ながらにその罪をかたみに
 被らんとあらそふさまいと哀に悲しかりければ、關吏等もそ
 の罪を決めかね、筆をもえとらてためらひけり。

關吏の長もいと理に覺えて、ともに涙に袖を絞りつゝ、さて
 いふやう、こはたとひおのれ公の罪を被むるとも、かゝる母子

(一) 今、大阪市東區にあ
 る町。
 (二) 第百二十一代孝明天
 皇の御宇。二五〇八年
 月。改元弘化五年三
 鞠はる

の義あるものを、罪びとゝなすこと能はず。そのうへ相譲りて
 かくの如くなれば、いかで孰か是、いづれか非なるを知らん。と
 遂に彼の珠をば棄て、母子を釋し還し、かば、母子かぎりな
 く喜び、家に歸りて後、はじめて幼兒のしわざなりしことをば
 知れりしとぞ。
 これより後、世にこの母子を稱して、慈孝二義とはよべりし
 なり。

六 とみ女

とみ女は、大阪松屋町の紙商某が長女なり。
 (二) 嘉永元年七歳にて父を亡ひ、母の手に鞠はる。兄をば仁三郎

兩替 通貨を交換して手数料をとる營業

といひて十四歳、弟二人は四歳と二歳にていとをさなければ、母の手ひとつにて紙商ふ傍に金銭の兩替などしてくらしけり。

その翌年の秋、或夜強盜ありて、三人各刀を抜き持ち、戸を蹴破りて家内に入らんとするを、母は疾く物音を聞き知りて幼兒を懷にし、裏口より遁れ去りぬ。兄仁三郎も繼ぎて出んとせしを、盜等これを捕へ、「金銭のありかををしへよ。」と責め問へば、仁三郎詐りて、「われはこの家の奴僕なれば、絶えて知らず。」といふを、盜ども「いはずばかくぞ。」と刀背かたのせがらを以て二つ三つ撃ちければ、その危きことかぎりなし。

とみ女、ことしはやうく八歳になりけるが、この状を見て

歳贖

(一)江戸時代、幕府の鑄造した通用銀、又豆板銀ともいひ、小粒とて、重六兩に當り、一匁を以て金一兩に當りた。

口供

(二)昔時、銀を三寸ばかりの平たき筒形とて、いふもの、銀子とも分わに當る。

驚き悲しみ、豫て親しき人々より歳贖としごなどいふ事にて贈與せられし、小玉銀入れ置きたる小囊を取り出で、弟をば後に立たせ、白双の下に走せ寄り、「金ほしくばこれを參らせん。その代りに兄をば助けたまへ。さるにても許すことかなはずば、その代りに我を殺してよ。」といひければ、盜等互に顔見合せて、「世にはやさしき稚子もあるものかな。いかでこれを殺すにしのびん。釋しつかはすべし。」とてそのまゝに立去りけり。

この歳官、一人の盜を捕へて糾問せしに、この事を謂りいでければ、即ちとみ女を召して、その始終を問ひ試むるに、盜の口供と符合せり。よりてその友愛の誠を賞し、白銀若干を下賜せられぬ。

當時、その聞え高かりければ、この地の富商炭屋彦兵衛といふもの、養ひて己の子とせりとぞ。

七 毛利勝永の妻

(一) 毛利豊前守勝永は、豊臣氏譜第の臣なり。

(二) 慶長五年、關原の役に西軍に屬して徳川氏と戦ひ、軍敗れて後、土佐の國へ配流せられ、妻子と共に暮らしけるが、同十九年のころ、大阪籠城の用意専らなるよし傳へ聞きて、その妻に謂りけるは、「われ武運つたなくして、かく配流の身となり、罪なき妻子までに、憂きめを見すること、みなわが過なり。今に心に念ふことあれども、辭にも出だしがたし。」と泪ながらに謂りけれ

(一) 豊臣氏時代の武将。勝信の子、關ヶ原の役に父と共に石田三成に戦ひ、土佐に配流され、後、人城に死した。夏、大坂に戦ひ、死した。譜第に仕へる臣、譜代。に仕へる臣、譜代。(二) 第百七代後陽成天皇の御宇(二二六〇年)。(三) 今、岐阜縣(美濃國)不破郡にある村、慶長五年、徳川家康の軍と元を主とせる西軍と會戦した處。石田三成の軍。今、高知縣。(四) 慶長十九年十月、第百八代後水尾天皇の御宇(二二七四年)。(五) 徳川家康の豊臣秀頼との別戰。冬の陣といふ。

すがくしく
贖して

嗤ひて

ば、妻これを聞きて、「おほよそ人の妻としては、善きも悪きも夫に随ふをもて道とすところ承り侍れ、さればいかばかり憂き艱難にいで遭ふとも厭ひ侍らじ。何事にまれ心置なく謂り給へ。」といとすがくしく夫の心を勵ましければ、勝永喜びてかたりたるは、「われ武門の家に生れながら、武名を贖して祖先の名を辱かしめ、このまゝ、孤島の波に沈まんことこそ口惜しけれ。さればいかにもして、この島を遁れ出で、大阪の企に與し、存亡を共にせんと思へども、今こゝを遁れ出でなば、あとに残れる妻子どもは、必ず國主の爲に囚となりて、憂きが上の憂目をやかさぬべき。それを思へば心の中決しがたし。この事いかに。」と問ひけるに、妻嗤ひて曰く、「そはもとより願はしきことにこ

(一) 元和元年(二二七)五月、秀頼大坂城に自殺して豊臣氏滅ぶ。
 (二) 江戸時代の儒者、播磨國明石の人。山崎闇斎に學び、阿部侯に仕へた。致仕後、京都に熱を開き、晩年、江戶に出た。元文六年(二四〇)没。
 (三) 今、埼玉縣(武藏國)北埼玉郡にある町。寛永十六年(二三九)阿部忠秋此地に封ぜられた。
 (四) 正徳の子、寛文十一年(二三二)阿部忠秋の讒を受け、阿部國大、多氣から忍に移り、天和三年(二二四)賈永元年(二二六)卒。年五十三。
 (五) 正武の子正齋をいふ。寛延三年(二四一)〇年卒。年七十九。

そ。いざとくこの曉に船出して、武名を後世にかゞやかし給へ。』といさむるにぞ、勝永意を決して、直に小艇に棹さし、大阪に至りて籠城しけり。
 かくて、大阪落城の後も、勝永が妻子をば、その節操にめて、罪せられず、終身國守の優待にあづかりて、餘命を全うせしとぞ聞えし。

八 三宅重固の妻田代氏

(一) 三宅重固、尙齋といへり。その妻田代氏は、嘗て孝貞の聞えあり。
 夫、尙齋は文學を以て、武藏國の忍の城主、阿部正武の世子の

傳にて仕へけるが、その主の行迹のよからぬを歎き、これを諫めて罪を得、禁錮の刑に處せられしが、家を出づるにあたりて、老母と二子とをその妻に託し、金貳拾兩を與へていひけるは、
 「これにて老母を奉養し、二子を鞠ひて、ゆめ忽かせにすること勿れ。」とてやがて別れし後、三とせを經、釋されて家に歸りしをり、田代氏かねて、あづかりし金を出して夫の前に置き、こはかく釋されたまはん時の爲にとて、いさゝかも費し侍らず、をさめたまへ。」といふに、尙齋いたく怒りて、かくこの金を貯へ置けりしほどにては、母への孝養は思ひもよらず。さこそつらきめをや見せ參らせつらん。汝不幸の罪さがたし。」といひたしなむるに、田代氏容を正して、徐かにのべけるは、
 「そはさ思ひたま

はんも理なり。されどその故こそ侍れ。わが夫囚はれの身となりたまひて後は、その妻子として、いかでか一日も安穩には過さるべき。されば別れ參らせて後は、人に傭はれて、裁縫に洗滌に、いかなる賤業にも従事せざることをなく、その賃錢を得て、母君には何事も足らはぬことなく、十分に孝養を盡し、わが身と二子とは、冬も綿衣を身に著けず、夏は蚊帳を室にたれず。艱苦を甘んじてこの三年をば過し侍りき。さてこそこの金をばかく貯へ置きてかへしまつれ。必ず怪しとな思ひたまひそ。」とありしやうども、くはしく語りければ、尙齋もその志のあつきに感じ、その勞を謝しけり。

たまひそ

(一) 今、山口縣にある市。長門國萩藩の藩士某の家に女子あり。容姿はなはだ醜くか。地長年毛利元此して明治に至つた。

(二) 長門國萩藩の藩士某の家に女子あり。容姿はなはだ醜くか。南陽縣周南藩の藩士某の家に女子あり。容姿はなはだ醜くか。明倫館長となり、藩の儒者。安永三年没。年六十五。

博學方正 推尊

九 瀧長愷の妻

長門の國萩の藩士某の家に女子あり。容姿はなはだ醜くかりければ、年長ずるまで娶るものなし。父母これを憫み、もし媒人あらば、たとひ貧賤のものたりとも、許して嫁せしめんと思へど、女は自ら配偶を擇びて妄りに人に嫁することを好まず。平生人に語りけるやう、妾は瀧鶴臺先生の如き人を得て、夫とせんことを望む。」とぞいひける。

鶴臺は長愷の號なり。當時、鶴臺といへるは、博學方正の學者にて、衆の爲に推尊せらるゝ人なりければ、これを聞くもの、皆その女の望の過分なるをあざみ笑へり。さるを鶴臺このよし

落す
瀧の妻糸球を



松岡



を聞きて、「この女こそ實に己を知るものなれ。必ずよく家を治むべし。」とて遂に娶りて妻とせり。

女、鶴臺の家に嫁してより、夫に事ふること柔順にして、よく家を治めしかば、鶴臺も亦これを愛し、事ごとに必ず婦と謀り、婦もまたその見るところ甚だ高くして、夫の爲に計畫すると、その宜しきを得ざるはなし。

鶴臺偶、客と對話するときは、陰かにこれを戶外よりうかがひ、若し語次國政の事に及べば、後にこれを諫め、或は忌憚に觸るゝの恐れなからしむるなど、小心翼翼々、その注意いたらざる事なかりき。かくて居ること數年一日の如し。

或日、事に従ふるとき、誤ちて袖中より赤絲をくるめたる毬

語次

ことばのついで。

萌す

慙べき

子をおとせり。鶴臺怪しみてこれを問ひしに、婦羞づる色ありて答ふるやう、妾の愚昧つねに事をとるに過多し。故にその過を少なくせんことを念ひ、赤白二個の絲毬を製して、袖中におさめ置き、もし惡念のおこるときは、赤絲を添へてこれを結び、善念の萌すときは、白絲を加へて結びけるに、一二年のほどは、赤毬益々大きくなりて、白毬はさらに多きを加へざりき。それよりいたく自省して、謹慎を加へしかば、近きころは漸く赤白二毬の大きさおなじほどになりぬ。これ全く良人の善行に化せられしによれり。されど未だ白毬の方、赤毬よりも大なること能はざるは、いと慙づべき事に侍り。」とやがて袖中より一個の白毬をとりいだして示しければ、鶴臺大にそのたしなみの

篤きに感じ、省て益、その徳を修めしとぞ。

一〇 黒柳孝女

黒柳孝女は、^(一)紀州徳川家の附家老、^(二)安藤直次を祖とす。田邊一萬五千石の家士松平定章が妻なり。父は本藩の士班にて、黒柳重之といへり。

いとをさなき時より、伶俐のきこえありて、遊戯を好まず。おほよそ婦女の心得べきこと、一度ならへば忘るゝことなかりき。稍長じて後、定章の家に適き、その夫に事ふるはもとよりにて、舅姑に事ふるもいとまめしく、つねに人の善事をば、聞くことを楽しみて、人にもかたり、人の艱苦を見てはこれを憫

(一) 徳川三家の第一。藩祖は家康の第十子。紀州居城和歌山。又紀州家ともいつた。
(二) 徳川時代將軍家より親善に監督として附家老の上官に置かれた。
(三) 三河の人。幼時から徳川の氏に仕へ、武川黒川、元和五年、徳川頼宣の附家老となり、田邊城に封ぜられたり、一五六三年、一五五年。

適き

恤み

輯睦 やはらぎむつ まじきこと。

み、これを恤み、家法を守りて、儉約をつとめければ、さばかりゆたかなるくらしならねど、貧しきに苦しむことなく、一家輯睦して暮すうち、舅姑はさきだちて世を卒へ、その後、夫にもおくれしかば、その歎きひとかたならず、さて後もよく家を治め、男女の子を育て、鞠ひ、つねに男子に教ふるには、公を先にして私を後にし、公の事には、たとひ親の疾に遭ふとも願ふこと勿れ。』といひ、女子に教ふるには、女はつねに柔順にして、父母舅姑夫につかへ、子を教へ、儉をつとむるをおのが職分とせよ。』とぞ教へける。

かゝりければ、男女の子いづれもゆくすゑ頼もしく榮えたり。又夫におくれし後は、名を改めて松光とよび、風流に心をよ

考妣 なき父母。

せ、月花を遊び、古歌を誦するを娛みとなし、あるは佛經を唱へて、考妣の冥福を追弔するなど、いと殊勝の行ひありしが、卓識ありて、あとかたもなき空理に迷ひ、後世を祈るなどの事とはなかりけり。

一一 美濃部伊織の妻

- (一) 江戸時代、將軍直參の上で目見え白儀以上萬石以下の者。
- (二) 今、千葉縣。
- (三) もと安房四郡の一。明治二十九年一國一縣に併合した。
- (四) 徳川三家の一。藩祖は家康の第九子義直居城名古屋。又尾州家ともいつた。

徳川幕府の旗^(一)下に、美濃部伊織といふ侍ありけり。その妻るむは、安房の國^(二)朝夷の郡眞閒村なる内木四郎右衛門が女なり。十四歳のころ江戸に出で、尾張侯の奥室に仕事し、年經て後、廿八歳にて伊織が妻となり、男子をうめり。これを平内といふ。るむ、資性柔順にして、よくその夫に事へ、家に祖母ありける

- (一) 今、京都市上京區二條河原の西にある。二條離宮。慶長七年(二二六三年)徳川家康の築城。

家祿 褌がれ

- (二) 有馬氏の舊領地、元祿八年(二三五五年)永祿以後世襲して明治に至つた。今、福明井縣(越前)坂井郡にある町。

- (三) 東京の舊稱

が、これにもいと懇に事へけり。

か、りしほどに、夫伊織は公用にて、^(一)京都の二條城に在勤せしが、ある時、同僚下島某に辱かしめられ、忍びかねて竟に^(二)又傷せし罪により、家祿を没し、格式は褌がれ、越前の丸岡藩^(三)に無期の禁錮となりしかば、るむが歎きひとかたならず、しばしのほどは、朝夕涙にふし沈みて明し暮し、かど、さてあるべきならねば、家財雜具を賣拂ひ、祖母は伊織が弟の家にあれば、その身は幼兒をつれて、生國安房の眞閒村に歸りて、からき月日を送るうち幼兒平内は五ツの年に^(四)痲瘡を病みてむなしくなりぬ。そのころ祖母も江戸より來りて、同居せしかば、懇にいたはりて事へけるに、こも亦ほどなく身まかりしかば、いまは身一つ

(一)筑前福岡藩主をいふ。藩祖は黒田孝高(如水)その子長政關ヶ原役の功により筑前を領し、福岡を居城とした。

にて、他の累もなく、未だ年老いたるにもあらねば、尋常のものならば、操を守ることとも覺束なきを、るむ、いさ、かも志を撓はめず。ふた、び江戸に出て、黒田家の奥室に仕へ、その俸金を貯へて美濃部家祖先の祀を怠らず。もとより公事に勉勵せしかば、あつく庸ひられて年月を累ね、三十餘年一日の如く事へしほどに、いまは年老いて身のはたらきも思ふま、ならぬよ、暇を乞ひてふた、び故郷に歸りしが、その翌年、夫釋されて江戸に還れり。

こゝに於て、るむ、喜び類ひなく、年久しく勉め勵みて、貯はへおける金銭を携さへて、夫の許にいたり、そをもて所用のものどもを買求め、ふた、び伉儷を全うせしかば、幕府その貞節を

(一)前掲「しろがね」に同じ。(二)頁参照

(二)第百十九代先格天皇の御宇(二四六九年)

賞して、白銀十枚を下賜せられけり。

こは文化六年十月の事にて、この時、伊織は七十二歳、るむは七十一歳なりとぞ。實に珍らしき事なりけり。

一一一 稻生恒軒の妻はる子

はる子は江戸の人にて、氏は河瀬といひ、父をば外記とよべり。

いとけなきより繼母に事へてねもごろなること、實母に事ふるがごとく孝順にして、つねにその心を喜こばしめけるが、繼母の身まかりし後は、その所生の幼兒どもを育し恤み、家事を理めて怠ることなく、勉めはげめりしが、その後、稻生恒軒に

(二)大坂の人。儒醫を以て。官津に仕へたが、寛文三年致仕。同八年(一七四〇年)没。著書に「本草」がある。有名な本草学者。稻生若水の父である。

ちるる 女兒小教授す



恒軒



(一)今、京都府(山城國)久世郡にある町。

女工 女子のてわざ。
女紅に同じ。
補綴

貨器 金銀と品物。
贈餽 おくりもの。
委らか

嫁して、よくその身を慎しみ、柔順貞操の聞えあり。
嘗つて舅姑の大阪にありし時は、つねに消息怠らず、後、淀に
移り住み、その身も江戸より上りけるが、この時、舅すてに身ま
かりければ、姑に事へて孝養を盡せり。

はる子、性質奢侈をにくみ、儉素を好みしかど、つねに人の爲
に益あることには力を盡してたすけつくひ、その婢僕を使ふ
にも慈愛を専らとして、恩恵を加へしかば、みな喜びて仕へけ
り。また女工をよくして、補綴、裁縫のことども、いさゝかも人手
をからず、みなみづからの務となし、はた讀書きの道にも暗か
らねば、日々往來の書信より貨器の贈餽、及び衣服器物の調製
まで、委らかに簿冊に登記して、いさゝかも遺すことなし。

世系

はる子、五歳の時母を喪ひ、その事蹟を詳かに知るよしなき
を憂へ、より／＼人に問ひ質して、略、その世系の始末、及び性行
内治のあとを知ることを得、これをかき記して七卷となしぬ。
凡そ婦女たるもの、父母舅姑に事ふるさま、修身齊家の道も、
悉くこれに具はれり。

供饌香花

かゝる婦徳を備へければ、その行ひに至りても、ものごとくに
慎み深く、よく内を治めて、夫をたすけ、はた祖先の祀を怠らず。
忌日には必ず供饌香花など、自らこれをとりにまかなひ、時とし
て珍らしき果など獲ることあれば、必ずまづこれを祖先の靈
に供し、而して、私の親族の忌日には、心に悼み慎むまでにて、こ
れを祖先舅姑の祀にひとしうせず、人の婦たるものは、誰もか

(一) 佛敎の經文。法華經の普門品。
(二) 書名。六卷。支那宋の朱熹の門人劉子澄の編。

(三) 第十三代東山天皇の御宇(一二三五年)。

くすべきものなり。といへりしとぞ。
平常觀音經を誦し、もろこし聖人の敎を崇み、小學をこのみ
日毎にこれを子弟に敎へて勵みならはせ、そのつねに交はる
ところの友、賢きものなれば、限りなく喜び、しからざればこれ
を戒め諭しけり。元祿八年のころ、年七十七にてみまかりぬ。
あらかじめ死期を知りて、あとあとの事どもを委らかに記
しとゞめ、又その子及び妹には、書を遺して別れを告げ、その中
にも修身齊家の肝要なることどもを記しつけて、これに敎へ
しなど、まことに婦女たるもの、龜鑑となすべくこそ。

一三 農夫忠五郎の妻

(一) 昔時、羽前・羽後の總稱。
(二) 古昔、奥羽にあつた郡名。和銅五年出羽に屬し、天明十三年これを東置賜・三郡に分つた。今、山形縣(羽前國)にある。

(一) 出羽の國置賜の郡中和田村といへる所に、忠右衛門といふ
富豪なる農民あり。それが子を忠五郎といふ。
廿三歳のころ、隣村のある農家より妻を娶りてをのこごを
生まれ、一家輯睦して暮しけるに、その子の二歳ばかりになれ
るころより、忠五郎ふと癩病に罹り、面部や、腐爛して、臭氣甚
しかりければ、兩親すら厭ひ遠ざかるに至れるを、妻は少しも
これをいみ嫌ふことなく、夜晝心を竭して、いたはり事ふるに、
忠五郎もその志を切なるを感じ、ある時、妻にむかひてかたり
けるは、おのれいかなる因縁なればか、かゝる惡疾に罹りて、父
母にさへ疎み遠ざけらるゝに至れるを、ひとり汝が深切なる
介抱にあづかること、たとひ命をはりて後も忘るべからず。今

染衣 黒染の衣。

計りねかし

とばかり

は病勢日にそへて、重りゆく心地すれば、この世にあるも久しからじ。またこの後、生き永らへたりとも、世の人のまじらひもかなはぬことなれば、せめては罪業消滅のため、剃髮染衣の身となりて、來世を助からんと念ふなり。されば汝は僅か十八歳の若き身なれば、いかならん人にも嫁して、後の榮えを計りねかし。おのれ汝の身のおちつきを聞きし上、心安く身まかりたし。と涙にくれていひければ、妻も暫しは伏沈み、答だにえせざりしが、とばかりありて涙を拂ひ、さていふやう、女の身として一度夫と定めし上は、たとひいかなる憂目を見るも、いかでか厭ひ侍るべき。わらは今君を見捨て他にゆかば、誰ありてか病をみとり、行末をも見とゞけ參らすべき。など打敷けば、忠五郎

ともかうも

もそのこゝろざしを感じ、さらばともかうもそなたの心に任すべし。といふに、妻は喜びて一層心をつくして事へけるに、程もなくやみ疲れて身まかりけり。妻はもとより父母の歎きもひとかたならねど、さてあるべきならねば、野邊のおくりもこと果て、後、日毎に幼子を養育し、舅姑に事ふるその隙には、亡夫の墓參も怠りなく、朝夕佛事のほか他事なかりしが、昨日今日と思ふほどに、一周忌も過しかば、忠右衛門夫婦、亡子の妻を側近う呼びていひけるは、これまで忠五郎が看病といひ、われ等への孝行といひ、報ゆるに辭なし、幸ひそこも年わかきことなれば、我等が養女となし、いかなるところへも再醮せしめて、いさゝかこれまでの苦勞を慰むべし。さて孫の松太郎をば、乳

再醮 婦人の再び嫁すること。再醮。

撫字 なでいづくし
む。字はやしなふ、
そだてる。

きこえ奉れ

さこそ便なうお
はすらめ

鄰里郷黨

母をとりて撫字せしめ、成長の後はこの家を繼がしめん。といへば、寡婦は涙を流し、こは思ひもよらぬことなり。わらは當家へ嫁して後、舅姑をこそ實の父母とも頼みきこえ奉れ。されば今更他家にゆき、ふたゝび男にまみゆる事、たとひ死すともうけひき侍らじ。夫忠五郎身まかりて後は、さこそ便なうおはすらめ。今は夫にかはりて、父母への孝養を盡し、松太郎をももり育て申べし。とて固くいなみければ、忠右衛門夫婦もその貞節を感じ、それより益、憫みをかけ、實子のやうにぞおもへける。かくて松太郎も今は生長して、十九歳にもなりけるに、性質温厚篤實にて、祖父母を尊敬し、母に事ふるにもよく孝を盡しければ、鄰里郷黨その篤行を感じ、松太郎を推して村長となし、

(一) 今、大分縣(豊後國)にある町(豊後木附)正徳二年(一三三二)年、松平英親(一三三二)に封ぜられ、杵築と改稱した。
(二) 豊後杵築藩の儒者。道一の子。幼にして孝、藩に仕へてよく徳行を以て、伯夷と稱せられた。元禄十三年(一三六〇)年、没。年六十六。

その家益、富み榮えけり。

これまたく忠五郎が妻の貞節に基して、忠五郎が不幸はその一身にとゞまり、幸福を子孫に遺せること、決して偶然にあらざるなり。

一四 綾部道弘の妻しち子

しちは、豊後の國、杵築の人、小林政次の女なり。その父歿して後、兄三友とともによく母に事ふ。

三友、學問を好み、つねに書を読みしに、おのづから薰陶せられて、稍、詩文に通じ、義理を解せり。三友が同僚綾部道弘は、無二の朋友なりしかば、しちをしてこれに嫁せしめけり。

積塊

經史 經書と歴史と。

詞人

(一) 第一百十四代中御門天皇の御宇(二) 三十七一年。改元寶永八年四月。

しち、道弘の妻となりて後も、柔順にしてよくその夫に事へけるに、その里かたにては、不幸の事どもうちつゞき、又夫にもおくれしかば、悲歎のあまり、積塊の病に罹りて、起つこと能はず。されど日夜その子安正を側近く招きて、經史を講ぜしめ、その義理を質し、女兒には假字本の教となるべきものを讀みながらはせなど、教育に心もちひ、又風雅を好みて、花の朝、月の夕は、詞人をまねきて詩賦をもてあそびなど、身久しく病にわづらへども、それが爲に、おいくづをれず、精神爽かにて、正徳元年の秋のころ、六十三歳にてみまかりぬ。

その資性の柔順寛大なりしをいはゞ、ある時、婢にむかひて、素湯をもとめしに、誤りて熱湯をすゝめしかば、ために指頭を

焼爛せしかども、なほその器を放たず、傍に少女の髮結ひさしてありしが、あわたゞしく母のもとにゆき、その器を乞ひとり、婢の龜忽を戒め、母にむかひて、「いかなればはやくその器をば放ちたまはざりし」といへば、たゞわらひて何事をもいはてやみたりとぞ。

一五 さよ女

(一) 今、茨城縣。

濕瘡 皮膚病の一、ひぜん。

さよは、常陸の國茨城の郡蘆沼村の農、伊平太が妻なり。

もとより貧しき暮しなるを、夫伊平太、濕瘡にわづらひ、年を累ねて癒えず、起居も人手をからざれば能はぬほどなれば、さよ、夜晝看護して怠らず、いさゝかの暇あらば、みづから鋤鋤を

とりて、農業に従事せしかども、いとをさなき子さへ二人までありければ、その働きも、思ふまゝならず、あるかぎりの物をば、病夫の薬價にあて、または食ひ盡し、いまはせんすべなきに及べり。

病夫、このありさまを見て、さよにかたりけるは、わが病久しく癒えず。命のほども計りがたし。されば汝かく辛きめ見て、きものも著ず、食物も食ひ盡して、おのれとともに餓死せんよりは、いまのほどに佗家に嫁しなば、二人の幼児も汝によりて成長することを得べし。これわが希ふところなり。といへば、さよ涙ながらにいひけるは、いまさら節を改めて、人に嫁せんほどならば、始めよりかゝる辛苦をばし侍らじ。たとひともに餓ゑ

佗家 他家に同じ。

死ぬとも、そのことには従ふまじ。とていなびしかば、伊平太もその後はその意に任せてやみぬ。

かくて後、ところのものゝ勧めにより、奥州磐城(一)の温泉に入浴を思ひ立ち、人に乞ひて春のごときものに車をしつけたるを製り、これに病夫を扶け乗せ、おのれは幼児をいだき、草車を輓きて旅だちしが、道いと遠くして、はかどらねば、ならばぬ道に足を痛め、草鞋には血あえて、目もあてられぬさまなれば、見る人ごとに憐みて、山阪などにかゝれる時は、力を添へてたすけ曳くものもありしかば、日數経て温泉に至り、日々に浴(二)しけるに、その效著るしく、十日ばかりを経て、全く癒えにけり。

ほめのしり 賞
めそやすこと。

(一) 昔時の陸奥をいふ。磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の總稱。
(二) 青森縣中津郡にある。嶽の湯ともいふ。泉質皮膚病に效がある。
春
草車。手ごしらひの曳車。

血あえて

(一) 水戸藩の役所。徳川三家の第一。藩祖は家康の第十二子頼房。

この事水戸の藩廳に聞え、やがてその租稅徭役をゆるされ、米若干を賜はりて、その貞節を賞揚せられぬ。

一六 蔡人の妻

(二) 蔡國の人某が妻は、もと宋人の女なるが、嫁して後、夫惡疾に罹れりしかば、女の母こゝろよからぬ事に思ひて、こと人に改め嫁せしめんといふを、女いなびていはく、今、夫の不幸に、かゝれるは、やがて妾が不幸なれば、いかでかこと人をもとめて、あらため嫁することをなし侍らん。おほよそ夫婦の道は、ひとたび醜すれば終身あらためずときく。いまわが夫不幸にして、惡しき疾に罹るも、その身に惡事あるにあらず、又妾をすつるの

(一) 支那周代の國名。今の河南省上蔡・新蔡地方に當る。
(二) 宋國の人。宋は支那周代微子の封ぜられた地。今の河南省南邱縣地方。春秋時、南邱には十二列國の一。

(一) 草の名。おほぼこ。車前草。采る

氣色も侍らず。さるをこれをすて、改め嫁せんは、婦女の道に違へり。かの芣苢といふ草を采るものを見給はずや。この草惡臭あれば、始めはこれを采るもの、その臭を厭ふさまなれど、やうく馴るれば、これを袖にし、これを懷にして、卻りてしたしむさまの見ゆるものなり。況や夫婦の道において、始めはこれに親しみ、後にはこれをすつるの理あるべからず。とて母の意にしたがはず。その節操を全うし、芣苢の詩を作りてその志を述べけり。

一七 陳堂前

陳堂前は、宋の漢州の雒縣といふところの、王氏の女なり。

(一) 支那古代の國名。趙匡胤の建國。十八帝。三百二十年、衛王昺に至り、元滅され、七十九年、六〇一、一、た(西紀)九六〇、一、支那四川省の西部にある都市。漢州を置いた。

十八歳の時に、同じところの陳安節に嫁して、子をうめりしに、ほどなく夫は身まかりけり。

舅姑年老いて子にわかれ、力なく見えければ、堂前涙をはらひて諫めけるは、「いま夫身まかりぬれば、さこそ便なうおはすらめ。されど歎きても還らぬことなれば、いかにともすべきやうなし。この後はわらは夫にかはりて、何事もよきに計らひ申すべければ、さばかりな歎き給ひそ。」といへば、舅姑ともに喜びても、もしそのいふ如くならば、わが子なほ世にあるに同じ。とて、喜ぶこと限りなし。

葬

かくて葬はなの事をへて後は、他事なくこれに事へ、家事を治めて怠ることなく、またその子を撫字し、師を擇びて學ばせけれ

ば、長ずるに従ひて學業大にす、み、竟に大學に入りしが、不幸にして三十歳にて身まかりけり。孫二人ありて。一人は綱といひ、一人は紘といひしが、いづれも學問の志篤くして、人に知られけり。

これよりさき、堂前初めてこの家に嫁せしとき、夫の妹ありて、年なほをさなかりけり。堂前これをいたはり字なひて、やうやう年ざかりになりにつれば、いと懇に、おちなく心を竭して人の家に嫁せしめぬ。

かくて舅姑みな身まかりて後、かの妹、舅姑の財産を殖ち與へよ。」と乞ひけるに、快よくうけひきて、いさゝかも吝むことなく、家財を殖ちて、多くこれに與へしに、僅か五年ばかりの間に、



櫻湖

陳堂前
酒肆
女と贖



貧妻

その夫の爲に悉く消費せられて、その身も寄邊なきまでなりぬれば、せんかたなく先非を悔いて、ふた、び堂前に憐みを乞ひけり。堂前また爲に田宅を買ひ求めて、これに居らしめ、その所生の甥を鞠ひて、わが子の如くぞ憫みける。

すべてかくのごとく親族に貧妻のものあれば、その子弟をわが身にひきうけて養ひ育て、各婚嫁せしめければ、その數三四十人の多きに及びて、數里の閉みなその親族ならざるはなし。

中にも甘氏といへるは、縁故あるものなるに、家いと貧しく、一人の小女ありけるを酒肆に質とし、その雇錢を得て、やうやうその日を送りけり。堂前深くこれを憫み金若干を出して、こ

贖ひ

(一) 南宋孝宗帝の時代
(西紀一二七三年)

(二) 支那古代の國號。朱元璋の建國。西紀一三六八年。十七世紀二百七十七年。西紀一六四四年。
(三) 支那安徽省にある地名。

の女を贖ひ、人に嫁せしめたるなど、實に、殊勝なる行とぞいふべき。

されば郷里の人、その恩義に感じ、陳堂前とよびて、わが母を敬ひ尊むが如くなりき。

その子孫、堂前の遺訓に遵ひて、五世の閉同居していと睦ましく、孝悌の聞え高く、儒業の譽れかくれなかりけり。これによりて、乾道九年といふ年、時の朝廷より詔ありて、その門閭の旌表せられしといふ。

一八 王受命の妻

(二) 明の王受命が妻は、楊氏にて、潭集の人なり。
(三)

受命身まかりし時は、楊氏なほわかくして、その生めりし子二人ありけるが、長子は星歳とよびて八歳になり、次は女子にて、六つばかりにぞなれりける。

楊氏、行ひいと正しく、善く子を教へ、姑に事へけり。父母の家もとより富み、夫の家もまた貧しきにあらざれど、いさゝかも驕る心なく、儉を守りつゞまやかにして、たとひ一錢の金、一尺の帛も、無用の事には費さざりき。

かゝるほどに、姑、眼疾に罹りて、兩眼ともにうしなひけるを、益、心を竭してこれに事へ、ほど經て身まかりぬれば、葬の事ども残るくまなく懇に營みぬ。

當時、明の世の末にて、天下絲の如くに紊れ、盜賊どもこゝか

しこに起り、人々安き心もあらざりけり。

楊氏は男女の子どもをつれ、亂を避け京に行きて暮しけるに、かく亂世となりては、何處にても同じことにて、常食とする野菜の類まで、いと乏しく凶歳にさへあたりければ、つとめて儉約を守り、夙に起き、夜に寝ねて、親ら爨ぎ、暇あれば績苧み機織などして、いさゝかも怠ることなく、勵みけるに、星歳等二人の子どもも、みなその身にふさはしき事どもをつとめて、母の力を助け、り。さるゆゑに、おのづから讀書のかたは怠り勝ななれば、楊氏これを喜ばず、諭しけるは、わが身父母の家にありし時は、汝が外祖及び汝が諸舅など、つねに書を読み、汝が父の家に来て後も、汝が祖父及び伯叔とも、つねに書を読む事を勉

められたり。いま汝讀書を勉めずして、何事をかなさんとす。汝よく讀書を勉めなば、たとひ貧賤に苦しむともさらに遺憾なく、書を読まざれば富貴なるも喜ぶ事なし。といひけり。

この後は星歳、こゝろを學問の一途に向け、外にも出て、學びければ、その行ひもいと正しかりき。これ全く母の教の宜しきによれり。

さて世治りて後、こゝかしこに演劇などありけるを、おほかたの婦女は好みて見にもものしつゝ、をりをりは楊氏をも誘ひけれど、ほどよくことわりて行かざりけり。されど親族の交際などは、禮讓を先としていとあつく、また氏神の祀り或は祖先の忌日などには、心を盡して酒饌を供し、誠をいたしてこれを

踰え

適ふ

(一)今、廣島縣福山市。

囹圄

祀り、いさゝかもこゝろよからぬ物などはこれを供せず。年すでに老いて七十をも踰えければ、子孫常に新しき衣、うまき食物など薦むるをば、卻りて喜ばず、たゞ衣は寒暑を凌ぐに足り、食は口に適ふほどにてぞありぬべき。とて終身儉素の志をば喪はざりけり。

一九 鐘尾ふて女姉妹

備後の國福山(一)に、鐘尾廣助といふものあり。

父ははやく身まかりにければ、母と三人の妹とを養ひ、農業をつとめて、一家の生活を計りけるに、偶福山に變動ありて、廣助は料らず、奇禍に罹りて、囹圄にとらはれ、この際母も病死し

ければ、三人の女子一時寄邊をうしなひ、親族縁故の頼るべきかたもあらざれば、長女ふで、この時十八歳なりしが、悲嘆を忍び氣を勵まし、妹とめに語りけるは、いまかゝる困苦の秋あきに際し、手を空しうしていたづらに歎き悲しむは益なきのみならず終には餓死するにいたるべし。たとひ婦女たりとも、危難に堪へて、家を保つゝの道なかるべからず。いざ力を協せよ。とて、みづから鋤鋤をとりて立ち出づれば、とめはこの時僅かに十四なりしが、姉と共に田圃に行きて、耕作を務め、末女みかには家にありて絲をひかしめけり。これまた十歳の幼穉なれども、よく二姉の志に倣ひて、殊勝の行ひども多かりき。

かく三人の姉妹一つ心に力め勵みしかば、公の租税も滞り

なく上納し、耕作の餘暇には、機を織り絲を績ぎて、兄の舊債を償ひ、また夏冬ごとに、をりにかなへて新衣を調じ、囀圃に贈りて、兄の寒暑を救ひ、おのれらは常に貧苦に耐へて粗衣を著、粗食を食み、朝は夙に起き、夜は早く戸を鎖して身を守りしかば、近隣の遊蕩少年輩も、敢て來り犯すものなく、その貞實友愛の行狀おのづから官に聞え、その志を賞して金圓若干を賜はれりとぞ。

二〇 二村清助の妻ゑい女

ゑい女は、飛彈の國益田郡尾崎村の二村清助の妻なり。

その家、農事を主として、醸酒の業をかね、召使ひの男女いと

(一) 今、岐阜縣益田郡。

多く、晝夜事繁き家なるに、ゑい女が三十五歳の時、夫清助、病に罹りてほどなく死去せしかば、ゑい女、十一歳の男子を首に三人の子を養育し、夫に代りて家事を治めけり。然るをゑい女、年猶若くして、殊に事繁き家にしあれば、婦女の力能くこれを支へ得べくもあらねば、親族ども相はかりて、清助の弟某を入れ、て後夫となし、家事にあたらしめ、幼児どもの生長を待つこそ然るべからめ。とこれをゑい女にいひ勸むるに、ゑい女いなびていはく、「稚兒を撫字するはもとより母たるもの、當然の務なれば、いふまでもなく、家業の如きも婦女の手には、容易きわざならねど、夫におくれて子なほ幼なるときは、幼を助けてその家を治むること、世間一般の事なれば、わらは愚なれども身

を竭して、よくそのかたきに堪へ侍らん。はた後夫に見えんは、婦女の教に違ひ、且世の人に對して恥づべき事なれば、えこそうけがひ侍るまじけれ。とのべけるにぞ。親族等もその志に感じておもひたへぬ。

さて後は、ゑい女、いよく勵みて、釀酒に養蠶にその他百般の家事を經營し、亡夫清助の舊債、その金額六百圓餘もありけるを、十年をいでずして悉く償卻し、竟に家産を恢復し、餘財を以て酒倉を増築し、三子とも稍成長せしかば、各その教育を怠らず、内外輯睦して、親疎の交際一も閒然することなく、十有餘年一日の如く、その貞操を全うせしかば、郷黨これを感じ賞せぬはなかりけり。

(一)今の羽前國東田川、西田川西部及び羽後國飽海郡一帯の舊稱

(二)第百十九代光格天皇の御宇(二四五八年)

(三)昔時、磐城・岩代・陸前陸中・陸奥の總稱、
餓李 うえじにした人。

(一)足輕のこと。

二一 鈴木右衛門の妻

鈴木宇衛門といひしは、出羽の國庄内の鶴ヶ岡と云ふところの人にて、仁慈の心いと深かりき。

往し天明八年の凶作には、陸奥地方殊に甚しく、至るころ餓李路にみてるほどにて、未だ死に至らぬ者は、四方に流離して食物を索めしに、庄内はその隣國なれば、乞食ども街に充ちて哀みを乞へるに、食を得ること能はぬものは餓死するにより鶴ヶ岡の人々みな力を盡してこれを救へり。

中にも宇右衛門は、もと小走役といへる微職にありて、いさゝかの金錢をも貯へければ、職を辭し、自ら耕して暮しけるが、

かゝる慘狀をみるに忍びず、家財雜具はいふまでもなく、所有の田圃をも賣りつくして、力の限りこれを救ひけり。

夫、かくの如くなれば、その妻もおなじ心に、その身の衣服手道具まで賣り拂ひ、僅に晴著のきぬ二襲のみ遣せるを、或日、この衣をも救恤の資に充んといふを、宇右衛門聞きて、およそ女子の愛するものは衣服なるを、今悉く賣りて人命を救はんは、實に殊勝なれども、女は男と違ひ、外に出づるに著替の一襲もなからんは、本意なきわざなるべければ、そは思ひやみね。といふに、妻答へて、さればこそこれをも賣らんとは心づきたれ、著替の衣あれば、外に出でん念もおこり、外に出でん念あれば、櫛簪も存し置かではかなはず。今、著替を賣りて外に出でん念を

断ちなば、櫛簪も無用の物なり、この無用の物をも併せて賣り拂ひなば、この上に數多の人をも救ひ得らるべし。」とて竟に残りなく賣りて、飢人に施せり。

かくてあくる春の始めごろに至り、或日、雪深く降り積り、山風吹き荒びて寒さ堪へがたきに、十一二歳ばかりの少女、飢ゑ疲れて門に立ち食を乞へり。肌には海松(一)の如く破れたる單の衣をまとひたれば、戦ひ凍えて目も當られねば、妻は見るに堪へず。今年十二歳なる娘を呼び、そなたは綿入の衣を二ツ重ねて暖かに著たるを、あの子のさまを見よ。いとも不便ならずや。年もそなたと同じほどなれば、衣のゆき長もほどよかるべし。もはや暖なる時節に向へば、あまり寒からずば、その衣一つを

(一) 海松、綠藻科に屬する植物、水松。

ぎて、あの子に與へよかし。」といへば、娘もこゝろよく諾ひて、上に著たるよき衣を脱ぎて與へしかば、夫婦とも涙を流して喜びしとぞ。

二二二 雋不疑の母

(一) 漢の京兆の尹に雋不疑といふ者あり。それが母いと仁慈の心あつく、慎み深くして、よくその子を教へ諭しけり。されば食事のひまなど、かりそめの談話にも無用の事をいはず。すべて起居進退言語まで、をさなきものゝ模範となるべきやう、心をもちひけり。

當時、官吏の權威いと嚴そかにして、罪を得るもの多し。不疑

(一) 前掲(九頁)参照
(二) 京師の守護職をいふ。略して京尹ともいふ。京兆は支那長安のこと、今の陝西省西安府。尹は太守、長官。

雋不疑の母政事
の恩奇と問ふ

二二 雋不疑の母

三七



婦女鑑抄

二二

楓所
印



喜びゑまひて

が母は常にこれをいたみ歎きけり。雋不疑、京兆の尹となりて、その管下をめぐり、風俗を正し、囚徒を録して還りし時などは、親しくありしやうどもを問ひ聞きて、冤枉を發き、疑はしきを釋し、過まれるを改めしめし事などあれば、喜びゑまひて、飲食言語もいとこゝろよげなるを、これに反していさゝかも宥恕することなければ、怒の色あらはれて、これが爲にもものを食はざりけり。故に不疑よく母の心を心として、下を治めしかば、法令寛かにして、苛刻ならず、人民その徳に信服して、爲に生活するものいと多し。

時の人これを見て、不疑が法令の寛かなるを稱して、嘗てその母の善くこれに教ふるに由ることゝにしらざりけり。不疑

上天好生。上天は造物主の義。上帝は天の帝に同じ。易經に出づ。

(一) 第九十六代後醍醐天皇の御宇、一三九六年、改元建武三年二月。

(二) 今の神戸市の地名、古昔の務古の水門、輪山泊。

(三) 今、兵庫縣武庫郡の西部にある山田川、源を發し、東流して、海に入り、石井橋か、山を下り、西に轉じ、川を穿ち、昔流下河床に穿ち、地となつてゐる。

(四) 今、大阪府攝津國三島郡本村の大字、芭蕉の句碑がある。楠の露にかゝる涙や。

が母は上天好生といふ心を體するものといふべし。

二三 楠正行の母

(一) 延元元年五月、楠中將正成、攝津の國、兵庫の湊川にて戦死せり。

かねてよりこのたびの合戦を最後と思ひ定めければ、その子正行、僅十一歳になりけるに、遺訓して、櫻井の驛より故郷に還しけり。

正成戦死して後、尊氏その首級を贈りしかば、妻子家人どもかねて覺悟の事なれども、これを見ては、今更のやうに胸ふさがり、眼眩みて涙のいろもかはるばかりなりき。正行は聲をの

楠母正行の
憤死を止む



何湖
印

持佛堂 信仰する佛
體又は祖尤の位牌等
を安置する堂。

(一) 補正成をいふ。

みて持佛堂の傍に行きけるを、母怪しみて陰かにこれを窺へば、父が遺物の刀を抜き持ち、袴の腰を押し下げて、すでに自刃に及ばんとす。母いそぎ馳せ寄りてその手をおさへ、涙をはらひていひけるは、汝よく聞け。幼心にもよく思へ。故判官兵庫へ向ひし時、汝を櫻井驛より還し、は、あと弔はせん爲にあらず、また腹きれとの事にもあらじ。正成運つきて戦死すとも、主上いづかたにもおはしますと聞傳へたらんには、残りたる一族郎黨どもを扶持し置き、今一たび軍をおこし、朝敵を殄滅し、主上の宸襟を安め奉れとこそいひつらめ。さるをいつの間に忘れつる。汝をさなくとも父が子ならば、これほどの理に迷ふことはよもあらじ。とかつは諫め、かつは勵ましつゝ、持たる刀

(一) 南軍、南朝の軍、官軍。

(二) 今、神奈川県。
(三) 戦國時代の武將、小田原城主、氏康の子。小田原正徳八年(一五九二)五月、豊臣秀吉の大軍に攻圍され、遂に降つたが自殺せしめられた。

を奪ひければ、正行そのまま、泣き倒れ、母と共に伏沈みけるが、これより後、正行母の教訓を體し、父の遺志を繼ぎ、苟且の遊戯も朝敵を攻伏せ、あるはうち靡くるの意ならざるはなし。それより後も、母よろづに心を配りて育てあげ、一族、家人をも懇になさけをかけ、るにより、正行二十三歳に及びける時、軍をおこして朝敵をうち靡け、父に劣らぬ武略を顯はし、大いに南軍の武威をかゞやかし、は、またく母の教訓によれり。

二四 清水太郎左衛門の母

(一) 相模の北條氏政の臣に、清水上野介といひて武勇の聞えある士あり。

その妻も相模の國の生れにて、きはめて力つよき婦なりけり。一子を生む。これを太郎左衛門とよべり。母より傳へて膂力人にすぐれしかば、おのれを待みて人に誇り、傲慢無禮の事のみ多かりき。

母これを憂へ、いたく戒めていはく、力強くして先陣に進み手づから敵をうつはこれ匹夫の勇なり。大將の器にあらず。楚の項王はちから千斤の鼎を扛ぐるにたるも、烏江の軍敗れて命を殞し、漢の張良はその身軟弱なりしかども、智謀人にすぐれて、克く百萬の強敵を挫げり。されば一方の大將ともならずと欲する者の肝要なるは、一己の力にあらず。威ありて猛からず。勢によりて人を侮らず。義を守りて禮を正しうし、人を憫み

(一) 支那秦末西楚の項王。名は籍。叔父、梁と共兵を擧げ、と協邦して秦を滅し、自立して西楚の霸王を稱した。後、漢と天下を争ひ、漢と垓下を争ひ、烏江に垓下自殺した。年三十。○西紀前二三〇一二年

千斤の鼎を扛ぐ

(二) 支那安徽省にある川。

(三) 支那漢の元勳。字は子房。漢の代々、韓の相であつたが、韓が亡びて漢の高祖に臣仕して、常に帷帳に參りして、建國の大業を全うした。功により留侯に封ぜられた。

恩恵を施し、寡欲にして色に溺れず。軍法武略を鍛煉して、敵を靡けしたがふるをぞよき士とはいひつべき。さるをおのが力を持みて人を侮り、傲慢無禮ならんには、禍、必ず家に及びて汝が父上野君の武勇まで黷すべし。』といたく恥ぢしめ諫めしかば、太郎左衛門大いにおのれの過を悟り、前非を悔いて、そのちは川狩、鷹狩等の遊びをやめ、一室に籠りて軍書を読み、軍法を講じけるほどに智勇兼備の士となりて、世の人これをおそれ重んじけり。

さてこの母の強力なりしは、一日もの詣てして、坂口にかゝりける路に、大きな牛の米俵二つつけたるが、後肢を崖路より踏みはづして、僅かに岩角にかゝりてとまりたるに、荷繩を

截り解かば、牛は谷底へ墮て死ぬべし。さりとして引上んやうな
 ければ、牛索きはあきれ惑ひ、牛は片息になりて喘ぎあへり。
 太郎左衛門の母、これを見て憫みに堪へず。あたりの人をし
 りぞけしづかに輿より下りてたゞひとり、牛の傍に立寄り、荷
 をつけたる牛をいだきて、かるくともたげ、道の真中にひき
 立てたり。これを観るもの目を驚かし、舌を巻きて怖れたりと
 ぞ。
 かゝる怪力のうまれつきなれば、豪氣にてあらたゞしきば
 かりならんを、道理に敏く慈愛深かりし故に、その子を教へて
 血氣の勇をおさへ、智を磨き、義を重んずるかたに、みちびきな
 せるは、類ひ少なきことにこそ。

(一) 今、岡山縣。
 (二) 備前の國領主池田氏藩祖は舞政。
 (三) 江戸時代の儒者。通稱新兵衛。常山と號した。聖部南郭に學び、岡山藩に仕へた。親に事へて至孝。天明元年(一四四一年)没。年七十九。著書の中常山紀談は知られてゐる。
 (四) 江戸時代武家の職名。諸事に立會ひ、その是非曲直を監察し、これを君公に申告する役。

二五 湯淺元禎の妻

(一) 備前の國、(二) 岡山の藩士、(三) 湯淺元禎が母瑠璃子は、同藩の人瀧陳良が女なり。
 幼き時、父に従ひて江戸にゆき、年經て國に歸りしは、僅か八歳の時なりしが、天性英敏にして、道すがら山川の景色、宿驛の形狀を暗記して、忘るゝことなかりき。
 二十八歳の時、湯淺英に嫁して元禎を生めり。英は藩の目付職に在りしかば、しばしば江戸にゆきて公務に従事す。瑠璃家
 にありてよく家事ををさめ、年を経て怠らず。英や、年老いて職をかへし、つねに病牀に在り。瑠璃、日夜側に侍し看護に心を

件はず

竭し、何事も夫の欲するところに忤はず。六年の閒一日の如くいたはりかしづきしが醫藥もその效なくつひに身まかりにけり。

この時元禎には未だ妻をむかへしめず。自ら家事をつかさどり、かたはらぬひはりの業までいさゝかも怠ることなく、暇あればからやまとの貞女、節婦の傳を誦し、或は歌をよみ、箏をひきて、それを娛とし、奢侈を惡みて、浪費をはぶき、人の窮乏を聞きては、親疎を厭はずこれに施すことを好めり。

元禎、外に出で、遊ぶことあれば、歸りて後そのありしやうを問ひ、益あることはこれを賞め、害あることは將來を戒め、深く子をいとほしむといへども、いはゆる姑息の愛におちいら

(一) 第六十六代の天皇。御名は懷仁。在位二十六年(一六四一—一六六七年)。

(二) 支那の詩人。香山の一首。白雲、香爐峯の雪、空山新雨後、清溪深處有人家、

(三) 平安朝時代の才媛。少納言清原元輔の女。故に清原元輔の女と云ふ。

天宮の御時、きさの宮の女官には、あまた才かしこきものありしが、冬のころ雪いと面白う降りければ、主上そをみそなはして、『香爐峯の雪はいかに。』と敕ありしかば、清原少納言といへる侍女、やがて御簾を捲きて、そのみごゝろに合へ奉りしとぞ。古の人は婦女すらかゝる博學の才ありしなり。まして男子はいふに及ばず。されば人としては幼き時より、讀書を勉め勵みて、人の爲に侮どらるゝやうのことあるべからず。などつねに教へ諭しけり。

ず、偶々元禎が朋友の來ることあれば、喜びでこれをもてなしなどその心遣ひの切なること、筆にも詞にもものべがたし。

元禎いと幼き時、これに謂りけるは、昔一條天皇の御時、きさの宮の女官には、あまた才かしこきものありしが、冬のころ雪いと面白う降りければ、主上そをみそなはして、『香爐峯の雪はいかに。』と敕ありしかば、清原少納言といへる侍女、やがて御簾を捲きて、そのみごゝろに合へ奉りしとぞ。古の人は婦女すらかゝる博學の才ありしなり。まして男子はいふに及ばず。されば人としては幼き時より、讀書を勉め勵みて、人の爲に侮どらるゝやうのことあるべからず。などつねに教へ諭しけり。

年老いて病に伏し、かど、つねに書を好みて讀みふけりし



楓河



成田の母器什を賣て
子の旅費を辨す

(一)江戸幕府時代武家の職名、謀國大名の組頭、物頭の總稱。
(二)前掲(八五頁)参照。

格勳

亦よく母の教を體して拮据勉勵せしにより、抽んでられて先(一)手頭に轉じ、目付職に遷り、祿百石を加へて始めて祖先の舊祿四百石に復することを得たり。

その後この職に在ること十八年、恪勤怠らざりしかば、竟にその家の顯職にのぼり、俸祿八百石となれり。こゝに於て喜起大に喜び、今より後は厚く母に奉事することを得べし。といふに、福島氏これを聞きていはく、我よく汝をしてこゝに至ることを得しめしは、悉く君の恩澤なり。汝よく父祖の後を承け以てこゝに至りしは、これ汝の勤功なり。されば我に於いて何の力かあらん。汝、今より後もよくその職を務め、失墜蹉躓するこゝとあらずば、わが願ひすてに足れり。されば特に飽食暖衣徒に

蹉躓

(一)天明六年をいふ、第百十九代光格天皇の御宇(二四四六年)

君の賜を浪費するが如きは、もとより願ふところにあらず。とて、修身その素志を更へず、天明丙午といふ年、(一)齡六十九にて身まかれり。

二七 小出大助の妻惠知子

惠知子は、徳川幕府の臣、淺羽共常が第四女なり。二十一歳の時小出大助に嫁せり。品行よくをさまりて、つねに戯れ遊ぶことを好まず。驕り慢ぶることをにくめり。

又舅姑に事ふるはいと懇に、よくその子を教へ、儉素を守りて家事を治めしかば、夫をしてつねに内に顧るの累ひなく、よくその劇職に堪へて、顯榮の地位を占むるの機會を得しめた

(一) 江戸幕府の地方官の職務を掌する事
 職名・幕府の直轄地
 行政・租税の事務
 行・石以上を掌する事
 十萬石以下を掌する事
 萬石以下を掌する事
 江戸・代官の下を掌する事
 配下にあつた奉行の支
 江戸幕府の職名・江
 戸城の丸の警衛を
 掌する事
 戸幕府の職名・江
 戸城の丸の警衛を
 掌する事
 配下にあつた奉行の支
 江戸幕府の職名・江
 戸城の丸の警衛を
 掌する事

演場 菘む

り。
 大助は微賤より起りて、代官郡代等の職を経、竟に二の丸留
 守居の職を獲ぬ。
 惠知子その子を教ふるに最も心を用ひたり。もし諸子の中
 に、文武の課業を怠ることあれば、懇にこれに諭し、なほ用ひぬ
 時は、自らその身を責めて曰く、「われ愚かにてかくの如き游惰
 の兒を生めり。」といひて泣き叫びければ、兒子これに感悟して
 その行ひを改め、復び懈ることなかりき。
 又嚴冬のころ、諸子每朝夙くより、射騎槍劍などの演場に菘
 むときは、惠知子必ず自ら起きて湯を沸かし、粥などとのへ
 て食せしめ、かりにも婢僕などには委ねざりき。かく勉め勵み

てこれを教育せしにより、あまたの子成長の後、世に用ひられ
 て、みな良士となりしとぞ。

婦女鑑抄 卷一 (終)

宮内省藏版

昭和九年十二月一日印刷
昭和九年十二月五日發行

婦女鑑抄

定價 卷一 四十二錢
卷二 四十二錢

著作權
所有

著者

吉川弘文館編輯部

代表者 林

發行兼
印刷者

東京市京橋區京橋二丁目十一番地二
株式會社 吉川弘文館

右代表者 林

印刷所

東京市淺草區淺草橋二丁目十二番地二
戸叶印刷所

發行所

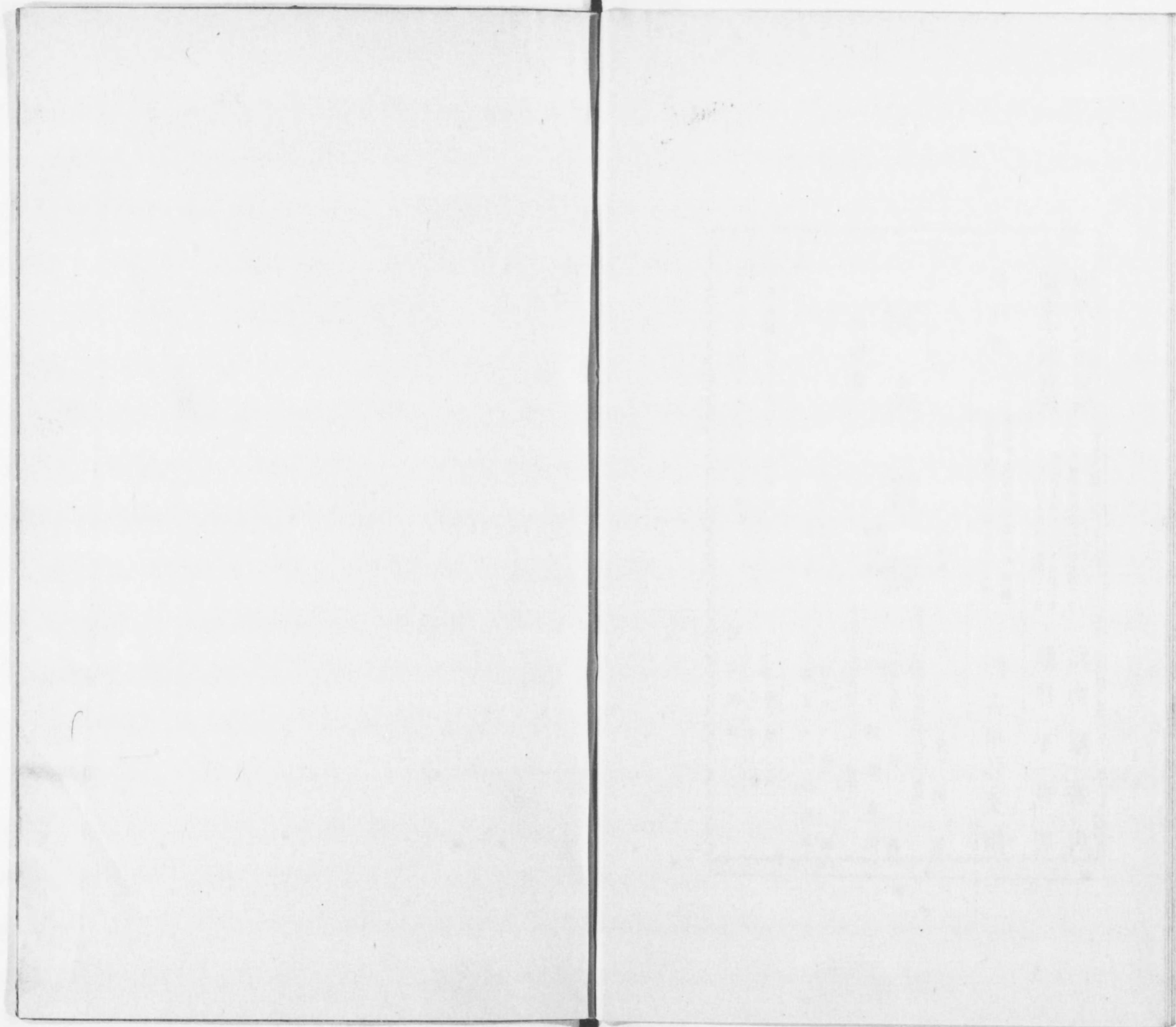
東京市京橋區京橋二丁目十一番地二
(振替貯金口座東京二四四番)

株式會社 吉川弘文館

關東大販賣所
關西大販賣所

東京市日本橋區吳服橋二丁目
電話日本橋七七六・七七七番
大阪市東區北久太郎町四丁目
電話船場四一四・四八五七番

株式會社 林平書店
合資會社 柳原書店



終

